

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 20 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項若しくは結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条第4項の予防接種、</u> 学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(16)～(25) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、 学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、 当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(16)～(25) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。